

福島県がん登録事業情報管理要領

(目的)

第1 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき、全国がん登録及び地域がん登録（以下、「福島県がん登録事業」という。）に関する事務又は業務を実施するに当たり、都道府県がん情報及び地域がん登録情報（以下、「福島県がん登録情報」という。）の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

(管理責任者)

第2 管理責任者は、福島県がん登録事業に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、知事又はその権限と事務を委任された者が指定する。

(福島県がん登録事業に関する事務又は業務従事者の義務)

第3 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、福島県がん登録事業に関する事務又は業務に従事する者（以下、「福島県がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、福島県がん登録従事者は、秘密遵守に係る誓約書（様式1）を管理責任者に提出するものとする。

(患者等への接触禁止)

第4 福島県がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

(情報収集)

第5 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条及び第16条に基づき、福島県がん登録事業に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターがん登録室（以下、「がん登録室」という。）へ安全な方法を用いて提出することとする。がん登録室は受領の都度、福島県がん登録室届出受理簿（様式2）に記入するものとする。

(がん登録室の管理)

第6 がん登録室の管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、がん登録室に勤務する福島県がん登録従事者（以下、「がん登録室職員」という。）をあらかじめ指定する。
- (2) 管理責任者の指名により、がん登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
- (3) 作業責任者は、がん登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 がん登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。

- (1) がん登録室職員は、作業等を行わないときはがん登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
- (2) がん登録室にはがん登録室職員以外の立ち入りを原則として禁止する。
- (3) がん登録室職員以外の者ががん登録室に立ち入る場合は、福島県がん登録室入退室記録簿（様式3）に必要事項を記載し、必要に応じ、誓約書（様式4）を提出した上で、作業責任者の承認を受け、がん登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。
- (4) がん登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、がん登録室出入口及び窓を施錠し、福島県がん登録室職員退室管理簿（様式5）に記録するものとする。

（書類等の管理）

第7 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

- (1) がん登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び、住民異動確認調査票、（以下、これらをまとめ「登録票類」という。）等の情報は、必要に応じ作業中の事故又は故障に備えて、作業後に別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、福島県がん登録室データ管理簿（様式6）に必要な事項を入力し、随時点検を行う。
- (2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的破壊する。

2 コンピューターからの出力帳票の管理については以下のとおりとする。

- (1) 登録作業のためコンピューターから作成した出力帳票（以下、「出力帳票」という。）は、施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、福島県がん登録室手順書等管理簿（様式7）に必要事項を記載する。

（届出内容に関する病院等への照会）

第8 がん登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等（以下、「届出病院等」という。）への問合せおよび届出内容の修正・確認が必要な場合は、問い合わせ送付前確認票を作成し複数人による確認を行った後、届出病院等の医師又はがん登録担当者（以下、「届出医等」という。）に対し、原則として、オンラインシステムサービス、又は文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必

ず確認した後に行うものとする。

- 2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により、届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

(コンピューターの端末機操作)

- 第9 がん登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピューターの端末機（以下「端末」という。）による操作を行う。

(福島県がん登録情報の利用と提供)

- 第10 福島県がん登録情報の利用と提供にあたっては、「福島県がん登録情報及び匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に関する事務処理要領」の定めによるものとする。

(届出病院等への誤配通知)

- 第11 管理責任者は、福島県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

(その他)

- 第12 この要領に定めるものの他、福島県がん登録情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は平成31年1月1日から施行する。

(様式1)

誓約書

私は、本件業務(福島県がん登録事業)に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、がん登録等の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第111号)第28条第3項又は第5項(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)第29条第3項又は第6項(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)、第52条、第53条及び第54条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、がん登録の推進に関する法律の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

説明した者

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

福島県がん登録室管理責任者 あて

(様式4)

誓約書

私は、がん登録室に入室するにあたり、登録室内で知り得たいかなる個人情報も今後一切口外せず、また、個人情報に関するいかなる資料も室外に持ち出さないことを誓約いたします。

年 月 日

所属

職名

氏名

印

(本人署名又は記名押印)

福島県がん登録室管理責任者 あて

